

第4回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月21日(金) 15時00分～15時54分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9番委員	内 山 正 勝
	8番委員	円 谷 要
委 員	1番委員	松 崎 兵 一
	2番委員	塩 田 善 大
	3番委員	小 針 重 男
	4番委員	石 塚 繁 男
	5番委員	佐 藤 正 尉
	6番委員	常 松 栄
	7番委員	佐 藤 光 榮

農地利用最適化推進委員	塚 目 剛
	金 子 光 彌
	小 針 一 之
	石 井 透 公
	星 一 雄

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 現況確認証明申請適否決定について
議案第3号 令和5年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘
農業委員会書記 渡邊 海一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和5年第4回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
会長 (会長挨拶)
事務局長 それでは議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、
会長が議長になることとなっております、会長よろしくお願い致します。
会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。
本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条
の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の
指名については3番委員、4番委員の両名にお願い致します。それでは議
事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を
議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。
(15:07決定)

議長 続いてNo.2について、事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、こちらも報告事項ですので承認とさせていただきます。
(15:09決定)

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定につい
て」の件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。4番委員 よりご説明願います。

4番委員 この内容について確認しました結果、事務局の説明通りで間違いないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:13決定)

議長 続いて、議案第2号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明願います。

7番委員 今、事務局から説明のあった通り、4月13日に現況確認を行いました。申請地は、地目が畑となっているが、現況が原野化しており、農地としては、復旧出来ないと思います。よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:18決定)

議長 続いて、No.2について、事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。5番委員よりご説明願います。

佐藤委員 事務局から説明があった通り、4月13日現況確認を行いました。申請者は旅館業を営んでおり、申請地を約10年前に農地転用の手続きを失念指し、駐車場としてコンクリート整備をしてしまった。申請地を農地として復旧するには多額の費用がかかり、採算に合わないことから非農地として扱うことはやむを得ないと思われれます。よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(15:28決定)

議長 続いて、議案第3号「令和5年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員が欠席でございますので、代わって、中郷・児渡 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 4月19日、両名に内容を確認した結果事務局の説明どおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(15:32決定)

議長 続いてNo.2について、事務局より説明願います。

事務局 (17ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 4月17日、両名宅へ訪問し確認をとりました。事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:34決定)

議長 続いてNo.3とNo.4について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この内容について確認した結果、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:39決定)

議長 続いてNo.5とNo.6について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 4月19日に両名に確認をとったところ事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:42決定)

議長 続いてN o.7について、事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 4月18日、両名に確認したところ事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(15:45決定)

議長 続いてN o.8について、事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。高林・沖内地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 この件について、4月19日に両名に確認したところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(15:48決定)

議長 続いてN o.9からN o.12について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・大平地区農地利用最適化委員よりご説明願います。

推進委員 4月17日、この内容について申請者へ確認した結果、間違いないとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。利用権の設定をする者がそれぞれ異なりますので、1つ1つ採決いたします。

まずNo.9について異議なしの方は挙手を願います。

(挙手多数)

続いて、No.10について異議なしの方は挙手を願います。

(挙手多数)

続いて、No.11について異議なしの方は挙手を願います。

(挙手多数)

続いて、No.12について異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、No.9からNo.12について本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:53決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長 慎重審議ありがとうございました。閉会を職務代理よりお願いたします。

職務代理 以上を持ちまして、第4回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(15:54終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和5年5月22日

内山正勝



小針重男



石塚繁男

